

(第58号議案)

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 小規模保育事業	第3章 小規模保育事業
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 小規模保育事業A型	第2節 小規模保育事業A型
第28条 (略)	第28条 (略)
(職員)	(職員)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人
3 (略)	3 (略)
第30条 (略)	第30条 (略)
第3節 小規模保育事業B型	第3節 小規模保育事業B型
(職員)	(職員)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

第32条 (略)

第4節 (略)

第4章 (略)

第5章 事業所内保育事業

第42条・第43条 (略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所について2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

第45条・第46条 (略)

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

第32条 (略)

第4節 (略)

第4章 (略)

第5章 事業所内保育事業

第42条・第43条 (略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所について2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

第45条・第46条 (略)

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第

2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき
1人

3 (略)

第48条 (略)

第6章 (略)

附則 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき
1人

3 (略)

第48条 (略)

第6章 (略)

附則 (略)